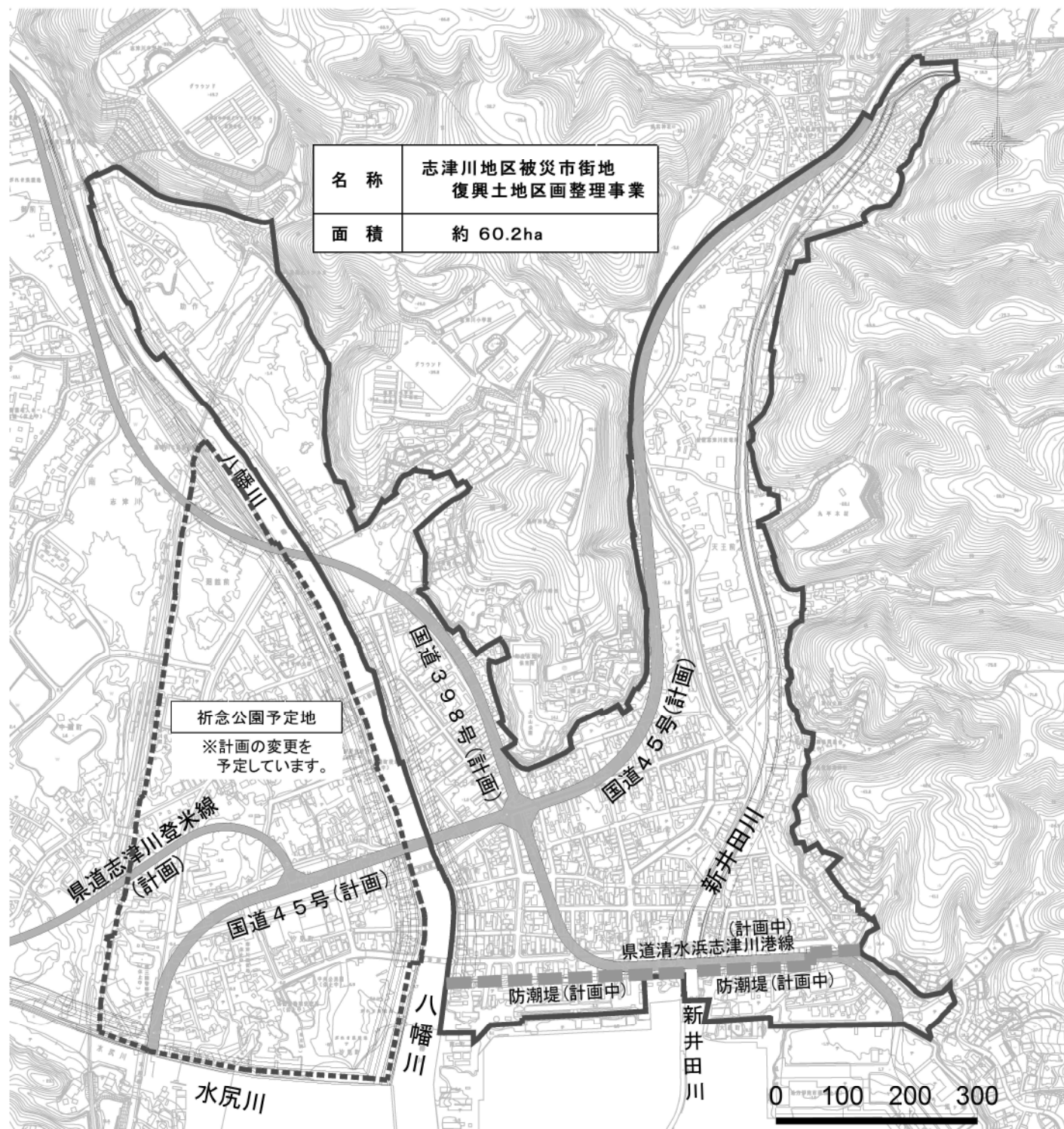


【資料-2】

復興土地区画整理事業の概要



志津川市街地では、災害危険区域が施行されたことに伴い新たに住宅の建設ができなくなります。それともない、防災集団移転促進事業による住宅用地の買取りが行われますと、多くの空地ができることが予想されます。今後、現状のまま道路等の復旧を行えば、空地が取り残されたままの活力に乏しい市街地が形成されていくことになります。

この問題に対処し、より良い志津川市街地の再生のため、このたび約 60.2ha の区域において土地の集約・再編を目的に復興土地区画整理事業を計画しました。

また、隣接する「祈念公園予定地」については、全面的に公園とすることが困難な状況となっており、計画の変更を予定しています。

復興土地区画整理事業の流れ

